



②国民健康保険 母子 父子 寡婦

★保険料の減免

所得が一定基準以下の世帯、退職や倒産などにより所得が大きく減少すると見込まれる世帯、火事などの災害にあった世帯で、保険料の支払いが困難なときに、保険料の減額・免除を行う制度です。

★医療費の一部負担金の減免

災害などの特別な事情により、病院への一部負担金の支払いが困難で、収入等が一定の基準以下になったときに、減額・免除を行う制度です。

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の保険年金課

(4)子育てや日常生活のこと

①ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子 父子 寡婦

ひとり親家庭や寡婦の方が、就職活動等の自立促進のために必要な事由や疾病や冠婚葬祭などの事由で一時的に家事、育児にお困りの場合に、家庭生活支援員の派遣等により日常生活の支援を行います。(未就学児又は小学生を養育しているひとり親家庭については、定期的に生活援助、保育サービスを利用できる場合があります。)

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の子どもはぐくみ室

②ファミリーネットワーク事業 母子 父子

ひとり親家庭の子育て支援とひとり親同士の親睦を深めるために、七五三撮影や年賀状作りなどの行事を行っています。

●問合せ：京都市ひとり親家庭支援センター(ゆめあす)(P35参照)

③生活支援講習会事業 母子 父子

日常生活や子育ての中で直面する諸問題を解決するために生活支援講習会及び個別相談を実施しています。

●問合せ：京都市ひとり親家庭支援センター(ゆめあす)(P35参照)

(5)就業のこと

ひとり親家庭や寡婦の自立促進と生活安定を図るため、就労に必要な知識・技能・資格等を修得することを支援する目的で次の事業を実施しています。

①パソコン講習会 母子 父子 寡婦

就労に必要なパソコンの知識を基礎から習得する講習会を実施しています。募集時期は市民しんぶんやゆめあすのホームページをご覧ください。

●問合せ：京都市ひとり親家庭支援センター(ゆめあす)(P35参照)

②就職準備セミナー 母子 父子 寡婦

就職準備の一環として、様々なテーマの就職活動に役立つセミナーを実施しています。募集時期はゆめあすのホームページをご覧ください。

●問合せ：京都市ひとり親家庭支援センター(ゆめあす)(P35参照)

③自立支援教育訓練給付金事業 母子 父子

ひとり親家庭の親が、厚生労働大臣指定講座の一部を受講し、修了した場合に、支払った入学金及び受講料の最大6割に相当する額(上限20万円(専門資格を取得するための講座は上限160万円(40万円×修学年数)、下限12,001円)を支給します。(所得が一定以上の場合など支給対象にならない場合があります。)

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の子どもはぐくみ室

④高等職業訓練促進給付金等事業 母子 父子

ひとり親家庭の親が、1年以上のカリキュラムの受講

を必要とする看護師等の対象資格を取得するため、専門学校等で修学している場合、修業期間中(上限4年)に市民税非課税世帯で月額100,000円(修学の最終1年間は140,000円)、市民税課税世帯で月額70,500円(修学の最終1年間は110,500円)の訓練促進給付金、また修了後に市民税非課税世帯で50,000円、市民税課税世帯で25,000円の修了支援給付金を支給します。(所得が一定以上の場合など、支給対象とならない場合があります。)

なお、令和3~5年度に修業を開始し、申請した方に限り、以下の講座も対象となります。

【拡充対象】

*雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座又は特定一般教育訓練給付の指定講座、若しくは、一般教育訓練給付の指定講座(情報関係に限る。)

*6か月以上の訓練を必要とする講座

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の子どもはぐくみ室

⑤高等職業訓練促進資金貸付事業 母子 父子

高等職業訓練促進給付金を活用して専門学校等に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進資金として、入学時に入学準備金(50万円以内)、就職時に就職準備金(20万円以内)を貸付します。返還金利子は、連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は年1%、また次の①と②のすべての要件を満たすと、返還金は免除されます。

- ①専門学校等を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職
②京都府内等において、取得した資格が必要な業務に5年間従事
※5年間従事できなかった場合、資格取得できなかった場合、専門学校等を修了できなかった場合は、それらの事由が発生した月の翌月から返還が必要です。

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の子どもはぐくみ室

⑥ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業 母子 父子

児童扶養手当の受給者で、ひとり親家庭への就労支援である母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、月上限4万円を貸付します。(原則12か月以内。)次の①と②のすべての要件を満たすと、返還金は免除されます。

- ①貸付を受けた日から1年以内に就職、より高い所得が見込まれる転職等
②上記の職に引き続き1年間従事

※1年間従事できなかった場合等、それらの事由が発生した月の翌月から返還が必要です。

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の子どもはぐくみ室

⑥ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 母子 父子

ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童が、高卒認定試験合格のための講座を①開始したときに受講費用の4割に相当する額を、②修了したときに受講費用の1割に相当する額を、③合格したときに受講費用の1割に相当する額をそれぞれ支給(通信制の場合、①~③を併せて上限15万円、通学制又は通学と通信併用の場合、同30万円)します。(所得が一定以上の場合など支給対象にならない場合があります。)

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の子どもはぐくみ室

(6)母子生活支援施設

詳細についてはP53を参照してください。